

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p>設工認申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る設工認申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。 a. 法令上の整理 設工認に添付書類を添付すべきものとして、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設それぞれの事業に関する規則において、「当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。」と規定されている。（上記の記載は再処理規則における記載であるため、加工施設、廃棄物管理施設においてはそれぞれの事業に関する規則の記載に読み替える。） なお、新規制基準前の規則において要求されていた設工認の添付書類（例 再処理施設：1. 核燃料物質の臨界防止，2. 放射線による被ばくの防止，3. 火災及び爆発の防止，4. 主要な再処理施設の耐震性，5. 主要な容器及び管の耐圧強度および耐食性）については、新規制基準による既認可の添付書類記載事項に係る変更の有無を踏まえ、従来構成どおり技術基準適合のための説明書類として添付し、新規追加書類をその他の添付書類に組み込むことも可とする。 また、設工認に係る手続きが必要な内容とは、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」であり、大別すると「基本設計方針」の変更と「設備ごとの仕様に関する記載事項（仕様表）」の変更と考える。これらの変更内容に関する説明書類として必要な添付書類を添付するものである。 ここで、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」に係るものを以下に整理する。</p>	<p>5 工事計画認可申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る工事計画認可申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。 a. 法令上の整理 実用炉規則別表第二において、工事計画に添付書類を添付すべきものとして「認可の申請又は届出に係る工事の計画の内容に係るものに限る。」と規定されている。</p> <p>工事計画に係る手続き上の「工事の内容」とは、大別すると実用炉規則別表第二の中欄における「基本設計方針」の変更と「設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関する記載要求事項（要目表）」の変更と考える。</p> <p>ここで、「認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るもの」を以下に整理する。</p>	<p>・別表第二に相当するものがないため、規則記載に見直し</p> <p>・旧添付書類の構成を一部踏襲しつつ、必要な添付書類を拡充する考えを可とする</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p>	<pre> graph TD A[認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容に係るもの方法の内容に係るもの] --> B[基本設計方針の変更] A --> C[設備ごとの仕様に関する記載事項の変更 (仕様表)] B --> D[技術基準規則の追加又は変更に係るもの] B --> E[設計方針の変更に係るもの] </pre>	<pre> graph TD A[認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るもの] --> B[基本設計方針の変更] A --> C[設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関する記載要求事項の変更 (要目表)] B --> D[技術基準規則の追加又は変更に係るもの] B --> E[設計方針の変更に係るもの] </pre> <p>（詳細は、工事計画に係る手続きガイドに記載の工事の種類による。）</p>	<p>・別表第二及び工認手続きガイドに相当するものがないため、見直し</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p> <p>例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の設計及び工事の計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更にない場合には当該書類の添付は不要である。</p> <p>また、第9条第3項及び第12条第3項において、品質マネジメントシステムに関して説明した書類の添付が規定されている。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (再処理施設の技術基準規則 第32条～第51条が該当) (加工施設の技術基準規則 第26条～第39条が該当 : MOX燃料加工施設のみ) ・ 設計基準対象の施設の要求事項が追加となったもの (例：溢水防護設備、火災防護設備等) ・ 設計基準対象の施設の要求事項が変更となったもの (例：耐震基準変更等) <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既設工認の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象の施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象の施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既設工認に登録があるものは、添付図面は添付せず、既設工認の登録情報(認可年月日、図面番号等)を目次に記載する。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (第49条～第78条が該当) ・ 設計基準対象施設の要求事項が追加となったもの (例：溢水防護設備、火災防護設備等) ・ 設計基準対象施設の要求事項が変更となったもの (例：耐震基準変更、原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大等) <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既工事計画書の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既工事計画書に登録があるものは、添付図面は添付せず、既工事計画書の登録情報(認可年月日、図面番号等)を目次に記載する。</p>	<p>・ 工認手続きガイドの反映</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p>技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p>例外として、技術基準規則の変更はないが事業指定基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <p>例：「閉じ込めの機能」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p>ただし、第12条「〇〇施設*内における溢水による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。</p> <p>※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> <p>個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項*については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p> <p>※技術基準規則第6条「地震による損傷の防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれないことを説明する「耐震性に関する説明書」等</p>	<p>「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p>技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る工事の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p>例外として、技術基準規則の変更はないが設置許可基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <p>例：「廃棄設備」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る工事の内容に係るもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p>ただし、第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。</p> <p>例外：原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大部については、技術基準規則条文上の変更はないが、設置許可基準規則の要求事項である原子炉冷却材圧力バウンダリの定義において「変更」があることから、「基本設計方針の変更」＝「申請対象」として扱う。</p> <p>個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p> <p>例：原子炉冷却系統施設として条文要求が変更されていない「原子炉冷却材浄化系再生熱交換器」だが、技術基準規則第5条「地震による損傷防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれないことを説明する「耐震性に関する説明書」に原子炉冷却材浄化系再生熱交換器を記載する。</p>	<p>・本例は該当がないため削除</p> <p>・具体的設備ではなく、共通方針の形式にて記載</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<div data-bbox="777 268 1626 422" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」に対して事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等については、関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」＝「技術基準規則の解釈の明確化等により要求事項に適合するために必要な設備の範囲等が変更となったもの」であることから、事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等について関連する添付書類のうち変更があるものを添付する。対象となる設備の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置するもの (遠隔消火設備, 温度センサ) ・既設設備のうち, 新たに規制対象となるもの (給気系の機器, 生産系インターロックの安全系インターロックへの変更等) ・設備更新・増設等 (新型遠心分離機への更新, 廃棄物建屋の増設等) 		<p>「技術基準規則の要求に変更はないが、事業変更許可で変更があるもの」の考え方を追加</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について 技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設工認申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="682 472 1543 1260" data-label="Diagram"> </div> <p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと仕様表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p>	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について 技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="1632 472 2507 1260" data-label="Diagram"> </div> <p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと要目表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文(解釈, ガイド含む)で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>例：技術基準規則第8条第1項（外部衝撃による損傷の防止）において、「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を行う恐れがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。」と記載がある。 この要求事項へ適合させるために必要な措置における適合を正説明するために、「〇〇施設*の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」を添付する。 ※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち再処理施設の技術基準規則第38条～第51条および加工施設の技術基準規則第32条～第39条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。 施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【再処理施設の技術基準規則第38～51条への適合性判断の基準】 【加工施設の技術基準規則32～39条への適合性判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の技術基準規則第38～51条（加工施設の技術基準規則32～39条）は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。 ・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。 </div>	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文(解釈, ガイド含む)で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>例：技術基準規則第61条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）の解釈1(2)c)において、「減圧用の弁は、想定される重大事故等が発生した場合の環境条件において確実に作動すること。」と記載がある。 条文の直接要求として下線部が該当し、この要求事項へ適合させるために必要な弁である「逃がし安全弁」における適合性を説明するため、「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」を添付する。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち技術基準規則第59条～第77条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。</p> <p>施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【技術基準規則第59～77条への適合性判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第59～77条は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。 ・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震・安全弁等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。 </div>	<p>・解釈に該当するものがないため削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領				備考																											
1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に拘る。 32) 設計及び工事に係る品質 「3. (2) 設計及び工事に係る記載した設計に係る品質管理おおうとしている管理の計画について品質管理の方法、組織等についている事項及びその審査に関する専門の相互関係、設計開発の各に組織の外部の者との情報の伝達。工事及び検査に係る記載事項として明確にする事項及びの体制として組織内外の部門間性、資源管理及び物品の状態保検査に必要なプロセスを踏まえ測定、妥当性確認及び検査等にサビリティ等に関する事項を含むの伝達等に関する事項等を含む	再処理施設に係る設工認添付書類の記載内容及び添付要否の考え方について				工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について (1/6)				・別表がないため、当社の考える設工認添付書類を縦軸とし、それぞれに対しガイドを参考に記載内容を展開するとともに、今後申請する新規制基準における添付の有無と要否の考え方を整理する。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th rowspan="2">添付書類の記載内容</th> <th colspan="2">今回の添付有無</th> <th rowspan="2">添付要否の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書</td> <td>法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性</td> </tr> </tbody> </table>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	DB	SA		(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該	○	○	事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th colspan="2">今回の添付の有無</th> <th rowspan="2">添付書類の添付の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>送電関係一覧図</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合</td> <td></td> <td></td> <td>急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方	DB	SA		送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合			急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。	
添付書類名称	添付書類の記載内容			今回の添付有無			添付要否の考え方																													
		DB	SA																																	
(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該	○	○	事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性																																
施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方																																
		DB	SA																																	
	送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																
	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合			急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。																																
(発電炉の内容および4事業における添付書類の構成を確認・調整中)																																				
		各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。							<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>		×	×	技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	○	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	×	人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。											
	×	×	技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																	
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	○	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。																																	
排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																	
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	×	人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																	

発電炉工認 添付書類	技術基準との対応		日本原燃再処理設工認 添付書類	技術基準との対応		添付の有無	備考
	D B	S A		D B	S A		
VI -1 -9			その他発電用原子炉の附属施設の説明書	45,48	63,65,67,72,76~78	○	
VI -1 -9	-1		非常用発電設備の説明書			○	
VI -1 -9	-1 -1		非常用発電装置の出力決定に関する説明書	45,48	63,65,67,72,76~78	○	
VI -1 -9	-2		常用電源設備の説明書			○	
VI -1 -9	-2 -1		常用電源設備の健全性に関する説明書	45,48	-	×	項目のみであるため作成対象外
VI -1 -9	-2 -2		三相短絡容量計算書	-	-	○	
VI -1 -9	-3		緊急時対策所の説明書			×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
VI -1 -9	-3 -1		緊急時対策所の機能に関する説明書	46,47	76,77	×	項目のみであるため作成対象外
VI -1 -9	-3 -2		緊急時対策所の居住性に関する説明書	46	76	○	VI-1-3-1 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書で説明する。
VI -1 -10			設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書			○	VI-1-3-2 制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書で説明する。
VI -2			耐震性に関する説明書	4,5	49,50	○	
VI -2	-1		耐震設計の基本方針			○	
			(省略)			○	
VI -2	別添 1		火災防護設備の耐震性についての計算書			○	
VI -2	別添 2		溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書			○	
VI -2	別添 3		可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書			○	
VI -3			強度に関する説明書	17	55	○	
VI -3	-1		強度計算の基本方針			○	
			(省略)			○	
VI -3	別添 1		電巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書			○	電巻への配慮に関する説明書に記載
VI -3	別添 2		火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書			○	火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書に記載
VI -3	別添 2	-2 -1	防護対策施設の強度計算書			○	
VI -3	別添 3		津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書			○	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書に記載
VI -3	別添 4		発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書			×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
VI -3	別添 5		非常用発電装置(可搬型)の強度に関する説明書			×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
VI -3	別添 6		炉心支持構造物の強度に関する説明書			×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
VI -3	別添 7		原子炉圧力容器内部構造物の強度計算書			○	再処理特有の説明書、重大事故時のSFP臨界評価を含む
			(省略)			×	その他計算書の作成がないため(表紙頁)
VI -4			その他計算書			×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
VI -4	-1		安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書	20	57	○	制御室及び緊急時対策所の遮断評価を含む
VI -4	-2		生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	-	-	○	添付 II に含む
VI -4	-2 -1		中央制御室の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	38,42	54,74	○	添付 II に含む
VI -4	-2 -2		緊急時対策所の遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	-	76	○	添付 II に含む
VI -5			計算機プログラム(解析コード)の概要			○	各説明書にて展開
VI -6			図面			○	各設備の平面図断面図、系統図、配置図、構造図を格納
VI -6	1 -1		送電関係一覽図			○	× 送電線は対象外。ただし、外部電源からの2回線受電については単線結線図にて明示する。
VI -6	1 -2		工場又は事業所の概要を明示した地形図			○	
VI -6	1 -3		主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図			○	
			(省略)			○	
VI -6	1 -4		単線結線図			○	各施設の構造図にて展開
VI -6	1 -5		環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面			○	VI-1-1-8で説明する
VI -6	1 -6		通信連絡設備の取付箇所を明示した図面			○	VI-1-1-9で説明する
VI -6	1 -7		安全避難通路を明示した図面			○	VI-1-1-10で説明する
VI -6	1 -8		非常用照明の取付箇所を明示した図面			○	
			(省略)			○	
添付 I			核燃料物質の臨界防止に関する説明書			4	42
			(省略)				
添付 II			放射線による被ばく防止に関する説明書			27	48,50
			(省略)				
VI -2			再処理施設に関する図面				
VI -2	-1		構内配置図				
VI -2	-2		平面図及び断面図				
VI -2	-4		機器配置図				
VI -2	-3 -1		単線結線図				
VI -2	-5		構造図				
VI -1	-1 -8	別添 1	通信連絡設備の取付箇所を明示した図面				
VI -1	-1 -9	別添 1	安全避難通路を明示した図面				
VI -1	-1 -10	別添 1	非常用照明の取付箇所を明示した図面				